

令和3年第1回龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会会議録

- 1 招集日時 令和3年4月23日（金） 午前11時00分
- 2 招集場所 龍ヶ崎市役所5階 第三委員会室
- 3 出席委員 野村泰円，寺内良征，戸澤淳子
- 4 欠席委員 なし
- 5 付議事件 別紙のとおり
- 6 開会時刻 午前11時00分
- 7 本委員会の書記等 梁取忍法制総務課長（書記），飯倉基彰課長補佐，
小林祐子主査（書記）
大堀敏雄税務課長，澤田和博課長補佐，小島徹係長

8 議案審議

(1) 議案第1号 委員長選挙について

寺内委員 それでは，議事を進行したいと思います。

まず，議案第1号，龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例第2条第2項の規定により，龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会委員長の選挙を行うものでございます。

委員長は1年の任期となっております。選挙の方法につきましては，無記名投票と指名推選の2つの方法があります。

ここで，事務局からこれまでの経緯の説明を願います。

事務局 平成30年度の委員の皆様のお話し合いで，委員長は2年ずつ交代で行うことと取り決めさせていただいております。平成30年度に委員長をお務めいただいた大野さんが当該年度限りで委員を退任なさったので，大野さんの残りの任期の平成31年度は，戸澤さんに委員長をお務めいただきました。そして翌令和2年度は，新たに野村さんに委員長をお務めいただいたところでございます。以上です。

寺内委員 事務局から説明がありましたが，慣例に戻して，野村さん，もう1年間委員長をお務めいただけますでしょうか。

野村委員 わかりました。
戸澤委員 異議ありません。

寺内委員 ご異議ないようですので，野村さんに委員長をお願いいたします。委員長が決定しましたので，議長を野村さんに交代したいと思います。

(2) 議案第2号 委員長職務代理者の指定について

野村委員長

それでは、委員長に選出されましたので、ここからは、私が議事を進行したいと思います。

議案第2号「委員長職務代理者の指定について」は、固定資産評価審査委員会条例第2条第4項の規定により、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行うとあります。

できれば、寺内委員に職務代理をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

寺内委員

了解しました。

戸澤委員

異議ありません。

野村委員長

それでは、寺内委員に職務代理をお願いしたいと思います。

本日の議案については以上です。

続きまして、その他として、事務局から説明があるようでございます。それでは事務局から説明をお願いします。

(3) その他

事務局

(法制総務課)

では、法制総務課からは、2点説明を行います。

1点目は、審査申出の流れについて、2点目は昨年度の審査申出の状況についてです。

まず、審査申出があった場合の流れについて概要を説明いたします。

審査申出は、納税通知書を受け取った日から3か月以内に文書をもって行うことになっております。

申出があった場合は、まず書類の形式的な審査を行って受理し、調査及びその他の事実審査を行い、申出を受けた日から30日以内に審査の決定をいたします。さらに、審査の決定があった日から10日以内に、申出人と市長に対して文書をもってこれを通知する等の規定となっております。

もし、審査申出がなされた場合は、書類の形式的な審査後、皆様にお集まりいただき審査委員会を開くこととなりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、昨年度の審査申出の状況です。

昨年度は、審査申出がありませんでした。

さて、今年度の状況ですが、4月7日に納税通知書を発送しておりますので、遅くとも4月12日頃には納税通知書が到達しております。したがって、審査申出の期間としましては、7月12日前後までとなります。

それでは、令和3年度固定資産税の概要等について、税務課の方

から説明をお願いしたいと思います。

事務局
(税務課)

それでは、令和3年度固定資産税評価の概要について、お手元の資料に基づきまして説明いたします。

本年度は、固定資産税評価替えの年度となっております。

まず、土地の評価額につきましては、令和2年1月1日現在を評価基準日としまして、標準宅地244か所を鑑定評価しております。鑑定結果については、前年比で48地点が上昇、59地点が据置、137地点が下落となっております。

なお、令和3年度につきましては、地方税法の改正に伴う市税条例等の改正により、上昇した地点につきましては、令和2年度の課税標準額から据え置く措置が講じられております。

次に家屋の評価額につきましては、建築資材の価格上昇などによる再建築費評点補正率が上昇（令和3年度は、木造1.04、非木造1.07）となっております。これにより、平成30年度から令和2年度の経年減点補正率がこれを上回らない場合には、家屋の評価額は据え置かれることになります。

木造及び非木造の居宅・アパートにつきましては、耐用年数の期間内は評価が下落しており、償却期間が終了した家屋の評価額は据え置かれることになっております。また、鉄筋コンクリート造りのマンション等につきましては、おおむね前回の評価替え（平成30年度）から据え置きとなっております。

固定資産税の賦課決定に伴う当初の調定額ですが、対前年比で土地につきましては、224万7千9百円の減、家屋につきましては、1億1,603万1千円の減、償却資産につきましては、4,930万1千4百円の減となっております。

都市計画税の賦課決定に伴う当初の調定額では、対前年比で126万5千円の減、家屋が1,975万3千9百円の減となっております。

最後に本年度の審査申出ができる事項についてですが、土地は路線価（標準宅地から路線価の付設するための比準項目・比準係数等）、地目・地積・画地形状の認定、適用された画地計算法、画地計算に当たって補正率の適用の要否とその補正係数などとなっております。家屋は、種別・床面積の認定、適用された再建築費評点基準表の種類、経年減点、消耗減点、需給事情減点等の補正の適用の要否とその補正係数について可能となっております。

概要の説明につきましては、以上でございます。

野村委員長

ただ今説明がありましたが、何かご質問等はございますか。

野村委員長 (納税通知書の) 交付を受けた日というのは、本人がもらった日ということですか。

事務局 納税通知書を郵便で送付しておりますので、それが届いた日です。
(法制総務課)

野村委員長 届いた日は何で判断するのですか。

事務局 いつ到達したかは、本人が申し立てた日になると考えます。
(法制総務課) 通常3日程度で届きますので、それから乖離する日ではないと思います。

野村委員長 このほか特になければ、以上をもちまして、委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

9 閉会時刻 午前11時20分

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

令和3年4月23日

委員長

委員

委員

書記

書記